

議案第 5 号

川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続条例（平成 7 年川崎市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 行政指導（第 30 条～第 34 条）

第 5 章 届出（第 35 条）

第 6 章 雑則（第 36 条）」

を

「第 4 章 行政指導（第 30 条～第 35 条）

第 5 章 処分等の求め（第 36 条）

第 6 章 届出（第 37 条）

第 7 章 雑則（第 38 条）」

に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 6 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 7 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 32 条中「許認可等（法令に基づくものを含む。）」の次に「次条第 2 項に

において同じ。」を、「処分（法令に基づくものを含む。」の次に「同項において同じ。」を加える。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第35条を第37条とし、同章を第6章とする。

第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又

は行政指導をしなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市市税条例の一部改正)

2 川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

行政手続法の一部を改正する法律の趣旨にのっとり、法律又は条例に規定する要件に適合しない行政指導の中止等を求める手続及び法令又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める手続を新設し、並びに行政指導における権限を行使し得る根拠等の提示を義務付けるため、この条例を制定するものである。